



全社協・地域福祉部 News File No.35

令和2年7月27日号
社会福祉法人 全国社会福祉協議会
地域福祉部／全国ボランティア活動振興センター
<https://www.zcwvc.net/>

今号のトピック

被災地支援・災害VC

- 令和2年7月豪雨災害における被災地支援・災害ボランティア情報
- 全社協 全国ボランティア・市民活動振興センター「社協職員の被災地応援派遣における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン【第1版】」の公表

未来の豊かな“つながり”アクション

- 応援メッセージを送る「みんなの声・想いをつなぐプロジェクト」
(岡山県・総社市社会福祉協議会)

全社協からのお知らせ

- 全社協「日常生活自立支援事業 令和元年度分の年度累計」の公表
- 全社協「令和2年度日常生活自立支援事業 専門員実践力強化研修会Ⅰ」(オンデマンド配信)のご案内
- 全社協「令和2年度地域福祉コーディネーター リーダー研修会」のご案内

新型コロナウイルス関連

- 全社協「新型コロナウイルス感染拡大防止に配慮した地域住民等による福祉活動・ボランティア活動の進め方」の公表

制度・施策等の動向

- 厚生労働省「指導監査ガイドラインの一部改正案」のパブリックコメント実施(締切:令和2年8月20日)
- 厚生労働省「社会福祉法人の事業展開に係るガイドライン(案)」のパブリックコメント実施(締切:令和2年8月20日)
- 厚生労働省「第180回社会保障審議会介護給付費分科会」(令和2年7月20日)
- 「経済財政運営と改革の基本方針2020」の閣議決定(令和2年7月17日)
- 「規制改革実施計画」の閣議決定(令和2年7月17日)

情報提供・ご案内

- 厚生労働省委託事業「令和2年度生活困窮者自立支援制度人材養成研修」、「令和2年度成年後見制度利用促進体制整備研修」の開催日程

〈配信先〉

都道府県・指定都市社会福祉協議会 地域福祉担当部
市区町村社会福祉協議会

〈配信元〉

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 地域福祉部／全国ボランティア・市民活動振興センター
TEL: 03-3581-4655/4656 E-mail c-info@shakyo.or.jp

被災地支援・災害VC

令和2年7月豪雨災害における被災地支援・災害ボランティア情報

全社協では、7月6日、災害福祉対策本部を設置しました。また、JVOAD（全国災害ボランティア支援団体ネットワーク）、支援P（災害ボランティア活動支援プロジェクト会議）と連携して、被災地の情報収集を行っています。

7月8日、九州の各県・指定都市社協（福岡県、北九州市、福岡市、佐賀県、長崎県、熊本県、熊本市、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県）と全社協（地域福祉部／全国ボランティア・市民活動振興センター／政策企画部 災害福祉支援活動推進室）では、WEBによる情報共有会議を開催し、被災状況と今後の支援についての考え方を共有しました。

7月10日から、全社協職員2名（全国ボランティア・市民活動振興センター／政策企画部災害福祉支援活動推進室）を中央共同募金会職員とともに被災地（大分県、福岡県、熊本県）に派遣し、被災状況の確認とともに県社協との情報共有を行いました。

この間、近畿、中国、四国ブロック各府県・指定都市社協と全社協による情報共有を行っています。各ブロック内の府県・指定都市社協による情報共有の会議をそれぞれWEBにより開催し、全社協も参加しました。

- 7月15日 四国ブロック
- 7月16日 中国ブロック
- 7月17日 近畿ブロック

会議では、被害が発生している県からの報告とともに、新型コロナウイルス感染症拡大防止下における支援のあり方、他県からの応援派遣のあり方について情報共有を行いました。

九州ブロック各県・指定都市社協は、熊本県社協からの要請を受けて、熊本県社協に継続して応援職員を派遣し、主に県社協内において災害ボランティア活動の支援を行います。7月22日から26日までは沖縄県社協職員2名を熊本県社協に派遣します。

なお、応援派遣は8月15日（土）まで続けられる予定です。

全社協 地域福祉部／全国ボランティア・市民活動振興センターでは、下記のホームページで被災地支援、災害ボランティア等の情報を随時更新してまいります。

全社協 被災地支援 災害ボランティア情報

<https://www.saigaivc.com/>

全社協 全国ボランティア・市民活動振興センター「社協職員の被災地応援派遣における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン【第1版】」の公表

全国ボランティア・市民活動振興センターでは、「社協職員の被災地応援派遣における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン【第1版】」を作成しました。

このガイドラインは、コロナ禍における社協職員によるブロック派遣を行う際の、派遣前・派遣中などの新型コロナウイルス感染予防のための考え方をまとめたものです。

全社協 被災地支援 災害ボランティア情報 社協職員の被災地応援派遣における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン【第1版】
<https://www.saigaivc.com/covid19/>

未来の豊かな“つながり”アクション

- ◎ 新型コロナウイルス感染症状況下において、各社協で創意工夫のもと展開されている、“つながり”を維持する活動や、新たな“つながり”を創り出す活動を紹介します。
- ◎ また、隨時、ホームページに掲載する事例も募集しております。z-chiiki@shakyo.or.jp までご応募ください。

応援メッセージを送る「みんなの声・想いをつなぐプロジェクト」

(岡山県・総社市社会福祉協議会)

総社市社会福祉協議会では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大予防により、地域の支え合い活動の自粛が余儀なくされている中で、だれでも自宅でできる地域貢献活動として、言葉による人と声、声と人のつながりの創出を目的に「みんなの声・想いをつなぐプロジェクト」を行っています。

言葉や絵でメッセージを寄せていただく記入様式を用意し、ふれあいサロン活動関係者やボランティアグループ、地域住民等、さまざまな団体へ案内したところ、多くのメッセージをいただくことができました。その中には、平成30年7月豪雨災害時にご協力いただいた団体もあり、団体同士のつながりも感じています。

社協の各相談支援センターが関わっているひきこもりの方などにも、訪問の際にメッセージのことを話し、ご協力いただくなど要支援者が地域とつながるきっかけづくりのツールとしても活用しています。さまざまな方の声を届ける中で、声のつながりでお互いの存在を確認することができています。多くの方が本プロジェクトに賛同していただき、言葉や絵のメッセージを受け取ることができます。その中には、子どもからのメッセージもあり、「卒業式や入学式ができなかつたが、元気に過ごしている」と書かれており、企画者側も元気をもらいました。

集まったメッセージを社協の機関紙等に掲載して地域へ配布することにより、人から人へ想いをつなぎ、地域が明るくなればと考えています。新型コロナウイルス感染症が流行している中で、一人暮らし高齢者などが自宅で待機せざるを得ない状況もあり、孤立防止やつながりの低下防止に向けた取組も必要とされていました。「何をしたら良いのだろう」「自分たちには、何ができるのか」といった悩みがありましたが、本プロジェクトで「言葉で人を勇気づけることができるることを知った」「新型コロナウイルス感染症が蔓延している状況下で、地域に貢献できた喜びを感じた」という声があります。

メッセージは、令和2年4月30日～7月31日の期間において、子どもからおとなまですべての地域住民、関係機関（福祉施設や医療機関、当事者団体等）を対象に募集しています。総社市社協のホームページやFacebook、Twitterへ掲載しており、総社市だけでなく、全国の方とも想いのつながりを創出できればと思います。

今後もメッセージを多くの方へ伝え続け、また、メッセージを受け取られた方の気持ちを集め、メッセージを送ってくださった方へ伝える取り組みをしていきたいです。



未来の豊かなつながりアクション 新型コロナウイルス下での“つながり”をあきらめない地域福祉・ボランティア活動事例
<https://tunagari-action.jp/case/>

全社協からのお知らせ

全社協「日常生活自立支援事業 令和元年度分の年度累計」の公表

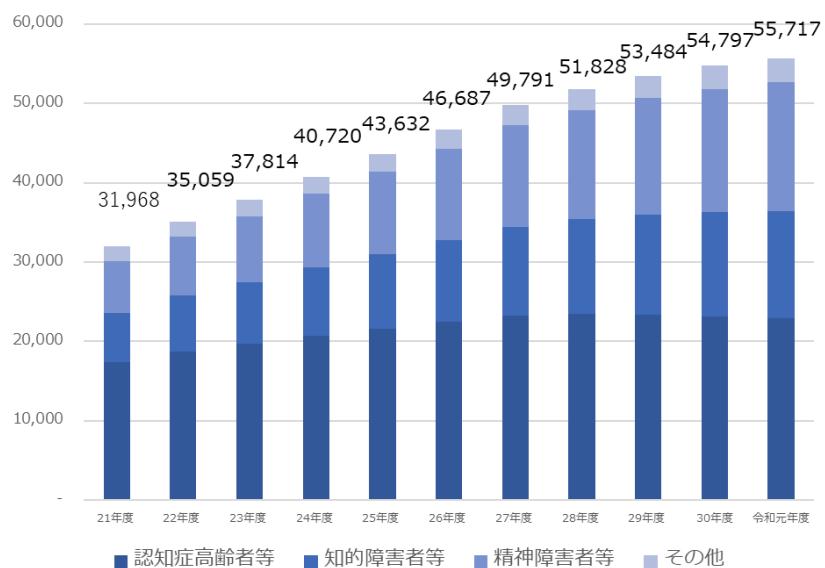
令和2年7月22日、全社協地域福祉部は、「日常生活自立支援事業 令和元年度分の年度累計」を公表しました。

日常生活自立支援事業の相談・問合せ件数及び契約件数は、平成11年の事業開始以来、増加し続けており、令和年度では年間の問合せ・相談件数が2,128,325件、新規契約件数は11,419件、令和2年3月末現在の実利用者数は55,717人となっています。

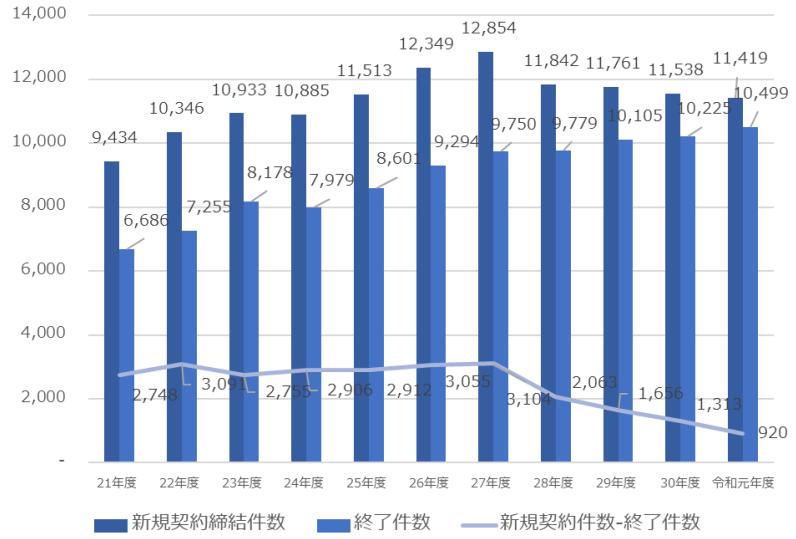
実利用者の内訳をみると、認知症高齢者等が41.1%と最も多く、次いで精神障害者等が29.1%、知的障害者等が24.4%となっています。とくに精神障害者等の割合が増加傾向にあります。

一方で、1年間の新規契約件数は、近年減少傾向にあり、終了件数の増加と相まって実利用者の伸びは鈍化しています。

【実利用者数の推移（人）】



【新規契約件数・終了件数の推移（件）】



地域福祉・ボランティア情報ネットワーク 日常生活自立支援事業 月次調査結果

<https://www.zcwvc.net/>

全社協「令和2年度日常生活自立支援事業 専門員実践力強化研修会Ⅰ」（オンデマンド配信）のご案内

日常生活自立支援事業に寄せられる相談内容や支援内容は年々複雑・多様化しており、障害者の地域生活移行や権利侵害事例への対応、成年後見制度との連携が必要な事例が増え、また、地域包括支援センターをはじめ幅広い関係機関や専門職との連携や協働による対応が求められるなど、日常生活自立支援事業の専門員に求められる専門性の水準が高まっています。

こうした状況において、日常生活自立支援事業に新たに従事する専門員が各地域において十分な役割を果たしていくよう、権利擁護および相談援助の基本的な視点ならびに日常生活自立支援事業の推進に必要とされる知識・技術の習得の支援を目的に、「令和2年度日常生活自立支援事業 専門員実践力強化研修会Ⅰ」（オンデマンド配信）を開催します。

令和2年度日常生活自立支援事業 専門員実践力強化研修会Ⅰ（オンデマンド配信）

【日 程】令和2年8月末に配信予定

【対 象】（1）新任の専門員等

① 新任の専門員：

昨年度の専門員実践力強化研修会以降に日常生活自立支援事業の専門員となった方

② 日常生活自立支援事業の基本的な内容の復習を希望する専門員

（2）都道府県・指定都市社協の日常生活自立支援事業の担当職員

【定 員】250名

【参 加 費】2,000円（税込）

【申込締切】令和2年8月21日（金）

【主な内容】

① 情勢説明「日常生活自立支援事業の現状と今後の展開」

〔説 明〕全国社会福祉協議会地域福祉部

② 講義1「日常生活自立支援事業が地域で果たす役割と専門員への期待」

〔講 師〕神奈川県立保健福祉大学顧問 山崎 美貴子 氏

③ 講義2「専門員に求められる基本姿勢、対人援助の基礎知識」

〔講 師〕ルーテル学院大学 教授 福島 喜代子 氏

④ 講義3「意思決定支援の基本的な考え方と実践」

〔講 師〕法テラス埼玉法律事務所常勤弁護士／日本弁護士連合会

高齢者・障害者権利支援センター 運営委員 水島 俊彦 氏

⑤ 講義4「判断能力と契約締結能力に関する基本的理解」

〔講 師〕千葉大学社会精神保健教育研究センター法システム研究部門 教授 五十嵐 祐人 氏

⑥ 先輩専門員に学ぶ「権利擁護と専門員活動の実際」

〔コ-ティネ-タ-〕西東京市社会福祉協議会 福祉支援課長 関根 裕恵 氏

〔先輩専門員〕山形市社会福祉協議会 専門員 桑名 美緒 氏

〔先輩専門員〕薩摩川内市社会福祉協議会 主事 瀬戸口 高代 氏

⑦ 講義5「日常生活自立支援事業における相談援助活動～精神障害者とのかかわりをとおして～」

〔講 師〕愛知淑徳大学福祉貢献学部 学部長 瀧 誠 氏

⑧ 演習「日常生活自立支援事業における相談援助活動～多機関との連携～」

〔講 師〕ルーテル学院大学総合人間学部 教授 福島 喜代子 氏

〔事例提供者〕南魚沼市社会福祉協議会 主事 田中 智史 氏

【詳 細】以下のURLより開催要綱をダウンロードしてください。

地域福祉・ボランティア情報ネットワーク <https://www.zcwvc.net/>

【受講者の感想】昨年度の受講者アンケートより

- この研修を受けるまでは、日常生活自立支援事業は金銭管理をする仕事ばかりだと考えていた。しかし、それだけではなく、本人の意思の尊重をふまえながら一緒に本人の権利について考えていく事業だと感じた。
- 社協に入職して15年、日常生活自立支援事業を担当して4年経つが、担当になった当初は内容がよく分からぬまま前任者より引継ぎ、実践で毎日試行錯誤であった。今思えば、担当したらすぐこの研修を受講るべきだった。早く研修Ⅱを受講したい。

全社協「令和2年度地域福祉コーディネーター リーダー研修会」のご案内

全社協地域福祉部では、新型コロナウイルス感染症の影響による地域生活課題の変化も踏まえながら、ワーカーの役割を再確認し、住民との協働による地域生活課題への気づき、ケースの発見、そして支援の構想における基本的な視点について、講義や事例解説から学び、ワーカーとしての力量向上や各地域において学びの機会を増やすリーダー養成を目的に「令和2年度地域福祉コーディネーター リーダー研修会」を開催します。

今年度は、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、**集合研修会場での受講だけではなく、オンラインでの受講枠（50名）**をご用意しております。

令和2年度地域福祉コーディネーター リーダー研修会

【日 程】令和2年9月16日（水）～17日（木）

【会 場】TFTビル東館9F研修室908（東京都江東区有明3-6-11）

【対 象】① 住民と協働して個別支援に取り組む社協職員
② 都道府県・指定都市社会福祉協議会職員

【定 員】100名（会場参加者：50名、**オンライン研修：50名**）

【参 加 費】5,000円（税込）

【申込締切】令和2年8月21日（金）

【研修課題】参加者全員に事前・事後課題あり

【主な内容】

- ① 基調説明「地域福祉をめぐる動向と地域福祉コーディネーターへの期待」
〔説明〕全国社会福祉協議会 地域福祉部
- ② 講義1「コロナ禍での地域福祉とこれからの地域福祉コーディネーターの役割」
〔講師〕同志社大学社会学部 名誉教授 上野谷 加代子 氏
- ③ 講義2「コロナ禍への対応も含めた豊中市におけるコミュニティソーシャルワーカー（CSW）の位置づけと役割」
〔講師〕豊中市社会福祉協議会 福祉推進室長 勝部 麗子 氏
〔振り返り〕同志社大学社会学部 准教授 野村 裕美 氏
- ④ 【会場参加者全員】なんでもお悩み相談室
〔講師〕豊中市社会福祉協議会 福祉推進室長 勝部 麗子 氏
同志社大学社会学部 名誉教授 上野谷 加代子 氏
- ⑤ 【オンライン参加者限定（定員：12名）】ファシリテーションについて考える
〔講師〕同志社大学社会学部 准教授 野村 裕美 氏
- ⑥ セッション第1部「社協ラジオ～続・なんでもお悩み相談室」
〔聞き手〕同志社大学社会学部 准教授 野村 裕美 氏
〔話し手〕豊中市社会福祉協議会 福祉推進室長 勝部 麗子 氏
〔助言者〕同志社大学社会学部 名誉教授 上野谷 加代子 氏
- ⑦ セッション第2部「事例を通して学びあう～ケースメソッドによるケース検討」
〔聞き手〕同志社大学社会学部 准教授 野村 裕美 氏
〔話し手〕豊中市社会福祉協議会 福祉推進室長 勝部 麗子 氏
〔助言者〕同志社大学社会学部 名誉教授 上野谷 加代子 氏
- ⑧ 研修会の振り返り・まとめ
〔助言者〕同志社大学社会学部 名誉教授 上野谷 加代子 氏
豊中市社会福祉協議会 福祉推進室長 勝部 麗子 氏
同志社大学社会学部 准教授 野村 裕美 氏
〔進行〕全国社会福祉協議会 地域福祉部

【詳 細】以下のURLより開催要項・案内書等をダウンロードしてください。
地域福祉・ボランティア情報ネットワーク <https://www.zcwvc.net/>

【受講者の感想】昨年度の受講者アンケートより

- 明日への仕事の活力になった。社協職員としてもっと動ける人材になりたい。
- 社協の立ち位置、自分の立ち位置を意識しながら地域の方々と一緒に活動して能力を高めていきたい。社協の原点について考えるきっかけになった。
- CSW・社協のやるべき方向性について考えることができた。

新型コロナウイルス関連

全社協「新型コロナウイルス感染拡大防止に配慮した地域住民等による福祉活動・ボランティア活動の進め方」の公表

全社協地域福祉部では、「令和2年度都道府県・指定都市社会福祉協議会部・課・所長会議」資料において、市区町村社協の事業・活動における新型コロナウイルス感染拡大防止における共通の考え方や事業・活動ごとの講じるべき具体的な対策等を整理した「社協事業・活動における新型コロナウイルス感染拡大防止の留意点」(令和2年6月1日)をお示しました。

この留意点をもとに、その後の新型コロナウイルス感染状況等を踏まえ、新たに「新型コロナウイルス感染拡大防止に配慮した地域住民等による福祉活動・ボランティア活動の進め方」をとりまとめました。

留意点は、「Ⅰ. 地域住民等による福祉活動・ボランティア活動の再開を検討する」と「Ⅱ. 地域住民等による福祉活動・ボランティア活動における新型コロナウイルス感染症拡大防止の留意点」の2部構成でとりまとめています。

「Ⅰ. 地域住民等による福祉活動・ボランティア活動の再開を検討する」では、以下の9点をポイントに活動の再開に向けた留意点を整理しています。

- (1) 担い手同士で話し合う
- (2) 感染防止等について担い手自身正しい知識を身につける
- (3) 福祉活動の再開方法等を検討する
- (4) 活動に使える補助金・助成金等を活用する
- (5) 利用者が安心して参加できるように適宜情報提供する
- (6) 福祉活動等の再開に向け地域の理解を得る
- (7) 市区町村社協によるバックアップ・相談体制等を確立する
- (8) ボランティア活動保険の加入
- (9) 全国取組事例を参考に新たな地域住民等による福祉活動を創設する

「Ⅱ. 地域住民等による福祉活動・ボランティア活動における新型コロナウイルス感染症拡大防止の留意点」では、活動ごとの講じるべき具体的な対策等についてポイントを整理しています。

各社協におかれましては、これを参考に、各地の感染状況等を勘案しながら創意工夫をこらして、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に配慮した地域住民等による福祉活動・ボランティア活動の推進にお取り組みいただきますようお願いいたします。

地域福祉・ボランティア情報ネットワーク 新型コロナウイルス感染拡大防止に配慮した地域住民等による福祉活動・ボランティア活動の進め方
<https://www.zcwvc.net/>

制度・施策等の動向

厚生労働省「指導監査ガイドラインの一部改正案」のパブリックコメント実施（締切：令和2年8月20日）

令和2年7月22日、厚生労働省は、社会福祉法人に対する指導監査を実施する際の「指導監査ガイドライン」の一部改正案のパブリックコメントを開始しました（締切：令和2年8月20日）。

今回の改正案の主なポイントは以下のとおりで、パブリックコメントの結果を踏まえ、令和2年8月下旬頃に公布される予定です。

指導監査ガイドラインの一部改正案の主なポイント

※ 全社協地域福祉部整理

- (1) ガイドライン中「I 法人運営」の「1 定款」関係
 - 定款の公表及び報酬の支給基準について、**財務諸表等電子開示システムに記録する方法によってもインターネットの利用による公表が行われたとみなされること**を着眼点に追記。
- (2) ガイドライン中「I 法人運営」の「3 評議員・評議員会」関係
 - 法人から委託を受けて記帳代行業務や税理士業務を行う顧問弁護士、顧問会計士及び顧問税理士については、評議員又は監事に選任することは適当でないこと（法律面や経営面のアドバイスのみを行う契約となっている場合を除く）を着眼点に追記。
 - **評議員会の決議の省略を行った場合に評議員を出席とみなして差し支えない旨**を着眼点に明記（理事及び監事も同旨改正）。
 - 社会福祉法等の一部を改正する法律による小規模法人の評議員定数に係る経過措置について、当該経過措置期間の満了に伴い、関連規定を削除。
 - 評議員会等の開催に当たって確保すべき日数について、評議員会及び理事会の招集日はそれらの開催日から1週間（中7日間）以上前、評議員会の開催日は理事会の開催日から2週間（中14日間）以上前である旨をそれぞれ着眼点に明記。
 - 定時評議員会に提出された事業報告について、理事による報告を要することを着眼点に追記。
 - 評議員会の書面議決の禁止について、理事会における取扱いと同様に着眼点に明記。
- (3) ガイドライン中「I 法人運営」の「4 理事」関係
 - 業務執行理事について、理事長の職務代理者としての執行はできず、業務を執行する場合には理事長名で行うべき旨を着眼点に明記。
- (4) ガイドライン中「I 法人運営」の「5 監事」関係
 - 計算書類等に加え財産目録についても監事監査の対象であることを着眼点に明記。
- (5) ガイドライン中「I 法人運営」の「8 評議員、理事、監事及び会計監査人の報酬」関係
 - 監事の報酬総額のみが定められている場合に、評議員会の承認を受けて支給基準が定められていれば、監事の協議が不要となる旨を着眼点に明記。
- (6) ガイドライン中「III 管理」の「2 資産管理」関係
 - 基本財産を担保に供する場合の所轄庁の承認の取扱いについて、平成31年3月29日付け「社会福祉法人の認可について」の一部改正についてによる改正後の「社会福祉法人の認可について」の内容を着眼点に追記。
- (7) ガイドライン中「III 管理」の「3 会計管理」関係
 - 地方公共団体等から土地の無償譲渡を受けた場合も、国庫補助金等を積み立てる必要があることを着眼点に明記。
 - 積立金を積み立てずに積立資産を計上することができる場合の取扱いについて、下記のとおり補足。
補足内容…ただし、資産管理上の理由等から積立資産の積立が必要とされる場合には、その名称、理由を明確にした上で、積立金を積み立てずに積立資産を計上することもできる。
 - 附属明細書の様式の取扱いについて、附属明細書の作成に係るチェックポイント及び財産目録の作成に係る指摘基準との整合性を図る観点から、「**附属明細書が様式に従っていない場合**」を指摘基準に追加。
- (8) その他
 - その他、誤謬修正や根拠条項の追加等の所要の改正を行う。

パブリックコメント 指導監査ガイドラインの一部改正（案）の御意見募集（パブリックコメント）について
<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495200153&Mode=0>

厚生労働省「社会福祉法人の事業展開に係るガイドライン（案）」のパブリックコメント実施（締切：令和2年8月20日）

令和2年7月22日、厚生労働省は、「第25回社会保障審議会福祉部会」（令和2年7月15日）の議論を踏まえ、とりまとめた「社会福祉法人の事業展開に係るガイドライン（案）」のパブリックコメントを開始しました（締切：令和2年8月20日）。

ガイドライン（案）は希望する社会福祉法人が事業展開を円滑に取り組めるよう、事業展開の種類と期待される効果や、合併、事業譲渡等の主な手続きと留意点についてとりまとめたもので、「1. はじめに」「2. 社会福祉法人を取り巻く現状と課題」「3. 社会福祉法人の事業展開と期待される効果」「4. 合併・事業譲渡等の手続と留意点」で構成されています。

「3. 社会福祉法人の事業展開と期待される効果」では、事業展開の主な手法の1つとして、「法人間連携」が挙げられており、その現状分析として、「[社会福祉協議会](#)を通じた連携が行われ、地域づくりの一翼を担っている」と記されています（ガイドライン（案）の概要は、『全社協・地域福祉部 News File No.34』（令和2年7月20日）はご参照ください）。

ガイドライン（案）は、パブリックコメントの結果を踏まえ、令和2年8月下旬頃に公布される予定です。

また、あわせて、厚生労働省は、希望する社会福祉法人が、大規模化や協働化に円滑に取り組めるよう、合併等の際の会計処理を明確化するため、「社会福祉法人会計基準検討会」での検討内容を踏まえ、とりまとめた「社会福祉法人会計基準の一部を改正する省令案」及び「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについての一部改正（案）」のパブリックコメントを開始しました（締切：令和2年8月20日）。

「社会福祉法人会計基準の一部を改正する省令案」では、合併、事業の譲渡若しくは事業の譲受けが行われた場合に、計算書類の注記にその旨及び概要を追加し、財務情報の利用者に計算書類の理解に資する有用な情報を提供することを義務付けることとしています。

「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについての一部改正（案）」では、組織の結合の判定を合併は「統合」、事業の譲受けは原則として「取得」とし、受入資産の評価方法を「統合」と判断される場合は帳簿価格、「取得」と判断される場合は時価としています。また、計算書類の注記の内容として、合併、事業譲渡等の概要（相手方、理由等）、採用した会計処理、当該事業の拠点区分、資産及び負債の額等を記すこととしています。

「社会福祉法人会計基準の一部を改正する省令案」等はパブリックコメントの結果を踏まえ、令和2年8月下旬頃に公布され、令和3年4月より施行される予定です。

パブリックコメント 社会福祉法人の事業展開に係るガイドライン（案）の御意見募集（パブリックコメント）について

<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495200152&Mode=0>

パブリックコメント 社会福祉法人会計基準の一部を改正する省令（案）の御意見募集（パブリックコメント）について

<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495200150&Mode=0>

パブリックコメント 社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについての一部改正（案）の御意見募集（パブリックコメント）について

<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495200151&Mode=0>

厚生労働省「第 180 回社会保障審議会介護給付費分科会」(令和 2 年 7 月 20 日)

令和 2 年 7 月 20 日、「第 180 回社会保障審議会介護給付費分科会」が開催され、前回に引き続き、令和 3 年度介護報酬改定に向けて、介護サービス毎の論点の一巡目の検討が行われました。

今回は、①通所介護・地域密着型通所介護・認知症対応型通所介護、②療養通所介護、③通所リハビリテーション、④短期入所生活介護、⑤短期入所療養介護、⑥福祉用具・住宅改修の論点が示されました。

令和 3 年度介護報酬改定に向けた論点（令和 2 年 7 月 20 日）

※ 全社協地域福祉部整理

① 通所介護・地域密着型通所介護・認知症対応型通所介護

- 今後も高齢化の進展による需要の増大や、現役世代の減少に伴う担い手不足が見込まれることを踏まえ、
 - ・ **都市部や中山間地域等のいかんにかかわらずサービスを受けることができるようとする観点**
 - ・ 人材の有効活用や業務効率化を図る観点
 - ・ 質の高いサービスを提供する観点
 からどのような方策が考えられるか。

② 療養通所介護

- 医療と介護の両方のニーズをもつ要介護者の状態やニーズにあわせた質の高い通所サービスを柔軟に提供していくためにどのような方策が考えられるか。
- 人材確保が課題となる中で、ICT の活用を含む生産性向上、業務負担軽減に向け、どのような方策が考えられるか。

③ 通所リハビリテーション

- 今後高齢化が進展し医療ニーズを有する高齢者が増加していくことが想定される中、医療ニーズを有する要介護者の生活を支えるサービスとして、通所介護との役割分担や、医師の関与、自立支援の効果的な取組を更に促進していくための方策について、どのように考えるか。
- リハビリテーションの質の評価について、ストラクチャーに加えプロセスやアウトカムによる評価を組みあわせ実施してきているが、今後、自立支援等を更に進めるため、プロセスや、ADL に基づくものも含めたアウトカムによる評価の取組として、どのような方策が考えられるか。
- リハビリテーションの質の担保・向上を図る観点から、生活行為の向上、社会参加の促進、認知症等への対応強化を更に進めるための方策としてどのような対応が考えられるか。
- リハビリテーションと機能訓練の連携や移行をより効率的・効果的に行うため、その基礎となる計画書等の整合や在り方についてどのように考えるか。

④ 短期入所生活介護

- 今後も高齢化の進展による需要の増大や、現役世代の減少に伴う担い手不足が見込まれることを踏まえ、
 - ・ **都市部や中山間地域等のいかんにかかわらずサービスを受けることができるようとする観点**
 - ・ 人材の有効活用や業務効率化を図る観点
 - ・ 質の高いサービスを提供する観点
 からどのような方策が考えられるか。

⑤ 短期入所療養介護

- 短期入所療養介護について、介護施設の整備を進めるとともに、在宅サービスの充実を図る観点から、どのような方策が考えられるか。

⑥ 福祉用具・住宅改修

- 福祉用具は、利用者の身体状況や要介護度の変化、福祉用具の機能の向上に応じて、適時・適切な福祉用具を利用者に提供できるよう、貸与を原則としていることを踏まえ、利用者へのサービスの質や安全性等の観点から、どのような取組が考えられるか。
- 福祉用具の安全な利用に重要な役割を果たす福祉用具専門相談員について、質の向上・確保にどう取り組んでいくのか。

通所介護・地域密着型通所介護・認知症対応型通所介護については、平成30年度介護報酬改定によって新設された加算の算定状況が示され、「生活機能向上連携加算」、「ADL維持等加算」、「栄養スクリーニング加算」のいずれも4%を下回る低調な算定状況でした。

通所介護・地域密着型通所介護・認知症対応型通所介護の加算算定率

※ 全社協地域福祉部整理

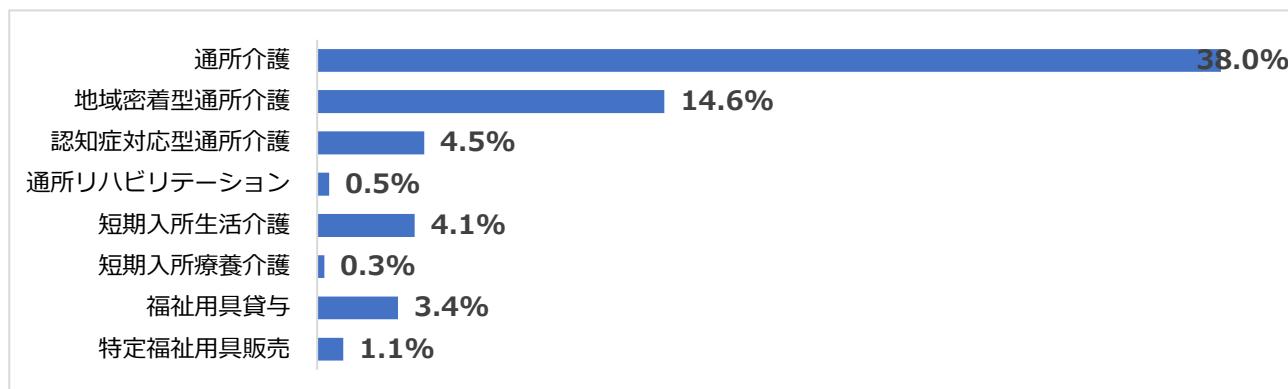
加算	算定率（事業所ベース）		
	通所介護	地域密着型通所介護	認知症対応型通所介護
生活機能向上連携加算 (個別機能訓練加算なし)	1.2%	0.7%	2.3%
生活機能向上連携加算 (個別機能訓練加算あり)	3.9%	1.1%	2.5%
ADL維持等加算（Ⅰ）	0.2%	0.0%	
ADL維持等加算（Ⅱ）	0.1%	0.1%	
栄養スクリーニング加算	1.5%	0.4%	1.7%

また、地域福祉推進委員会「市区町村社協介護サービス経営研究会幹事会」でも課題となっている「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」について、通所介護、地域密着型通所介護、通所リハビリテーション、小規模多機能型居宅介護、複合型サービスの通所系サービスにも設けられているものの、「認知症対応型通所介護」には設けられていないことが指摘されています。

今後、地域福祉推進委員会「市区町村社協介護サービス経営研究会幹事会」では、令和3年度介護報酬改定に向けて、社会保障審議会介護給付費分科会の議論を注視しつつ、市区町村社協アンケートの実施結果等を踏まえ、社協らしい介護サービス提供に向けた要望活動を行うこととしています。

厚生労働省 第180回社会保障審議会介護給付費分科会
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_12499.html

【参考】平成30年社協における介護保険サービスの実施率 (N=1,512社協)



(出所)『社会福祉協議会活動実態調査等報告書 2018』

「経済財政運営と改革の基本方針 2020」の閣議決定（令和2年7月17日）

令和2年7月17日、「経済財政運営と改革の基本方針 2020～危機の克服、そして新しい未来へ～」（骨太方針 2020）が閣議決定されました。

今回の骨太方針では、新型コロナウイルス感染症の拡大を受けた現下の経済財政状況を踏まえ、2025年度にプライマリー・バランス（基礎的財政収支）の黒字化を目指す財政健全化目標の記載がなく、全体的に財政健全化に関する内容が少なくなっています。

社協が実施する事業等に関連する主なポイントは以下のとおりです。

経済財政運営と改革の基本方針 2020（令和2年7月17日）の主なポイント

※ 全社協地域福祉部整理

第2章 国民の生命・生活・雇用・事業を守り抜く

1. 感染症拡大への対応と経済活動の段階的引上げ — 「ウィズコロナ」の経済戦略

(1) 医療提供体制等の強化

- …介護・障害福祉施設に対する個室化など環境整備や在宅サービスも含めた感染拡大防止のための支援を行っていく。

第3章 「新たな日常」の実現

2. 「新たな日常」が実現される地方創生

(1) 東京一極集中型から多核連携型の国づくりへ

(6) 持続可能な地方自治体の実現等

- 2040年頃までの課題も視野に入れた持続可能な地方自治体の実現に向けて、広域連携や見える化を活用した効率化を加速させるとともに、感染症により顕在化した国・地方が連携・協力して解決すべき課題、県境を越えた広域的な医療・福祉サービスの提供や民間活用等の課題に取り組み、地方自治体が「新たな日常」を牽引していくための改革を進める。その際、観光等の地域経済の活性化に当たっては、地域の特徴、知恵を十分に引き出せるよう、地方の裁量に委ねるものと、デジタル化促進等特定の目的に対して補助金で全国一斉に進めるものと、しっかりメリハリを付けて対応する。

- 全ての行政分野において、地方自治体間の多様な広域連携を推進する。特に、首都圏、関西圏について、社会保障や防災の分野をはじめ、サービス提供等に関する広域連携機能を強化するとともに、全体的な調整機能は国が担うなどの仕組みを検討する。また、個別行政分野において、国が法令に基づき地方自治体に計画作成を求める際には、極力複数地方自治体での計画の共同作成が可能となるようにする。また、市町村間や、市町村と都道府県の連携、都道府県による事務の補完等に資する具体的な方策を講ずる。

4. 「新たな日常」を支える包摂的な社会の実現

- 今回の感染症拡大を契機として、柔軟な医療提供体制、データ利活用、健康予防の重要性が再認識された。社会保障制度の基盤強化を着実に進め、「新たな日常」を支える社会保障を構築するとともに、困難に直面している女性や若者などへの支援を通じた格差拡大の防止を図り、地域社会やコミュニティ等において高齢者の見守り、人の交流やつながり、助け合いが充実した地域共生社会の構築を進め、誰ひとり取り残されることない包摂的な社会の実現をしていく。

(1) 「新たな日常」に向けた社会保障の構築

① 「新たな日常」に対応した医療提供体制の構築等

(医療・介護分野におけるデータ利活用等の推進)

- …感染症の下、介護・障害福祉分野の人手不足に対応するとともに、対面以外の手段ができる限り活用する観点から、生産性向上に重点的に取り組む。ケアプランへのAI活用を推進するとともに、介護ロボット等の導入について、効果検証によるエビデンスを踏まえ、次期介護報酬改定で人員配置の見直しも含め後押しすることを検討する。介護予防サービス等におけるリモート活用、文書の簡素化・標準化・ICT化の取組を加速させる。医療・介護分野のデータのデジタル化と国際標準化を着実に推進する。

(3) 社会的連帯や支え合いの醸成

- …地域共生社会に向けた包括的な支援体制の構築、住宅セーフティネット制度等による暮らしと住まいの支援を進める。「認知症施策推進大綱」に基づく施策を実施するとともに、成年後見制度の利用を促進する。新たな「子供の貧困対策に関する大綱」に基づき、ひとり親家庭への支援など、子供の貧困対策に社会全体で取り組む。

内閣府 経済財政運営と改革の基本方針 2020～危機の克服、そして新しい未来へ～（令和2年7月17日閣議決定）
<https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/cabinet/2020/decision0717.html>

「規制改革実施計画」の閣議決定（令和2年7月17日）

令和2年7月17日、「規制改革実施計画」が閣議決定されました。

今回の「規制改革実施計画」では、規制改革推進会議がとりまとめた「規制改革推進に関する答申」（令和2年7月2日）を踏まえ、「医療・介護」が改革の重点分野の1つとされています。

社協が実施する介護サービスに関連する内容として、「医療・介護関係職のタスクシフト」「介護サービスの生産性向上」の中で、以下の項目が挙げられています。

「規制改革実施計画」（令和2年7月17日）における介護分野の規制改革の重点事項

※ 全社協地域福祉部整理

（介護現場における介護職員によるケア行為の円滑的な実施）

- 「医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の解釈について（通知）」（平成17年7月26日厚生労働省医政局長通知）に記載のない行為のうち、**介護現場で実施されることが多いと考えられる行為を中心、医行為ではないと考えられる行為を整理した上で、当該行為は介護職員が実施できる旨を関係者に周知する**。その上で、介護職員がそれらの行為を安心して行えるよう、ケアの提供体制について本人、家族、介護職員、看護職員、主治医等が事前に合意するプロセスを明らかにする。【令和2年度検討開始、結論を得次第速やかに措置】

（介護事業者の行政対応・間接業務に係る負担軽減）

- 行政への提出書類及びケアプラン等の事業所が独自に作成する文書における介護事業者の負担感と原因について現状を把握した上で、利用者への影響等も踏まえつつ、文書量の半減に向けて簡素化・標準化・ICT活用等の目標・対策・スケジュールを具体的に示し、生産性向上に資する取組を引き続き行う。また、対策についての地方公共団体への周知を徹底する。【令和2年度措置】
- ローカルルールによる介護事業者の負担を軽減するため、国が定める標準様式においての見直しを行うとともに、地方公共団体が独自に過剰な記載を求めることがないよう行政提出文書の取扱指針をガイドライン等で示す。【令和2年度措置】
- ICTの活用に向けて、介護事業者とベンダーとの検討の場を設け、介護データの項目を標準化し、利便性の高い全国共通の電子申請・届出システム及び介護事業者等の間でのデータ連携が可能となる環境の整備に取り組む。【令和2年度検討開始、結論を得次第速やかに措置】
- 署名・捺印で行われている介護利用者のケアプランへの同意については、原本性を担保しつつ、電子署名などの手段による代替を可能とすることも含めて、介護支援専門員の業務負担軽減について検討する。【令和2年度検討・結論】
- 介護事業者に統計調査資料の作成を求める場合、情報公表システムの活用により、事業者プロフィールなどについて何度も同じ情報を求める重複をなくし、書類を簡素化する。【令和2年度検討開始、結論を得次第速やかに措置】
- 電磁的記録による保存が可能な文書及びサービス提供等の記録の保存期間に係る定義を明確化し、周知を徹底する。【令和2年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置】

（ICT・ロボット・AI等の導入推進）

- 介護利用者の安否確認の方法として、センサーヤ外部通信機能を備えた見守り支援機器の活用によって定時巡回が効率化されることについて周知し、施設基準において、ICT・ロボット・AI等の活用によって人が行う業務の効率化を積極的に認めていく。また、介護施設におけるテクノロジーの導入の有無による比較対象を設定した効果検証を実施し、当該検証結果を踏まえながら、介護報酬等への評価につなげる。【令和2年度措置】
- **介護支援専門員のモニタリング訪問、サービス担当者会議については、テレビ会議、ビジネスチャット等のICT活用による訪問等の代替を含めた業務負担軽減について検討する。**【令和2年度検討・結論】
- ICTの普及を促すため、標準仕様の活用を要件としたICT導入支援事業について、引き続き推進する。【令和2年度措置】
- 効率的なICT・ロボット・AI等の普及のため、効果の高いICT・ロボット・AI等の効果的なテクノロジーの活用モデルを構築する。【令和2年度措置】

（介護事業経営の効率化に向けた大規模化・効率化）

- **介護事業者の連携に当たって社会福祉連携推進法人制度が積極的かつ有効に活用されるよう、議決権に係る定款上の別段の定めに関する考え方を整理するなど、同制度を円滑に実行する。**【「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第52号）の社会福祉連携推進法人に係る規定の施行までに措置】

内閣府 「規制改革実施計画」（令和2年7月17日 閣議決定）

<https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/publication/keikaku/200717/keikaku.pdf>

情報提供・ご案内

厚生労働省委託事業「令和2年度生活困窮者自立支援制度人材養成研修」、「令和2年度成年後見制度利用促進体制整備研修」の開催について

全社協地域福祉部では、昨年度に引き続き、厚生労働省委託事業である①生活困窮者自立支援制度人材養成研修、②令和2年度成年後見制度利用促進体制整備研修を以下の日程で実施します。

※ 研修の申込は、都道府県・市区町村（事業実施自治体等）を通じて申し込むことになりますので、詳細は、都道府県・市区町村（事業実施自治体等）にお問い合わせください。

① 令和2年度生活困窮者自立支援制度人材養成研修

講義等を録画した動画の視聴及び修了レポートにより実施。

研修名	動画配信開始予定	定員
主任相談支援員養成研修	10月下旬	240名
相談支援員養成研修	11月中旬	480名
就労支援員・就労準備支援事業従事者養成研修	11月下旬	480名
家計改善支援員養成研修	10月以降	240名
都道府県研修担当者研修	10月以降	140名
テーマ別研修（ひきこもり）	10月以降	240名

② 令和2年度成年後見制度利用促進体制整備研修

講義型の科目はオンデマンド動画配信形式、演習型の科目はライブ配信形式にて実施。

研修名	開催回	日程	定員
基礎研修 主に、市町村・中核機関等職員対象	第1回	【オンデマンド受講期間】8月下旬～9月27日（日）	400名
		【ライブ配信日】9月28日（月）～29日（火）	
	第2回	【オンデマンド受講期間】8月下旬～10月28日（水）	400名
		【ライブ配信日】10月29日（木）～30日（金）	
応用研修 主に、中核機関職員等対象	第1回	【オンデマンド受講期間】10月上旬～11月9日（月）	200名
		【ライブ配信日】11月10日（火）～12日（木）	
	第2回	【オンデマンド受講期間】10月上旬～12月15日（火）	200名
		【ライブ配信日】12月16日（水）～18日（金）	
都道府県担当者研修		【ライブ配信日】10月7日（水）	150名

※ 新型コロナウイルス感染症の収束状況により、昨年度同様の集合型でも実施する可能性あり。

(参考) NORMA 社協情報バックナンバー
社協が取り組む「生活困窮者支援」「成年後見」の主な実践事例

【生活困窮者支援】	
特集1 「社協におけるひきこもり支援」 ■ 多機関連携で取り組むひきこもり支援 (静岡県・菊川市社協) ■ 家族や本人へのさりげない丁寧な支援 (福岡県・筑後市社協)	 (No.331)
特集 「改めて考える社協における生活困窮者の自立支援」 ■ 相談者のニーズに応える体制づくりをめざして (新潟県・南魚沼市社協) ■ ネットワークが紡ぐ、『応援団』のカタチ (北海道・江別市社協)	 (No.319)
【成年後見】	
社協活動最前線 ■ 本人に寄り添う中核機関をめざす福祉サポートまちだの取り組み (東京都・町田市社協)	 (No.333)
特集 「成年後見制度利用促進に向けた中核機関の役割」 ■ 日常生活自立支援事業や地域あんしん生活保証事業等を含めた権利擁護支援体制の整備 (青森県・鰺ヶ沢町社協) ■ 三市一町での安房地域権利擁護推進センター設置 (千葉県・鴨川市社協) ■ 総合的な権利擁護体制の構築に向けた京都府社協による広域支援 (京都府・京都府社協)	 (No.328)
社協活動最前線 ■ 地域で支える成年後見・権利擁護の体制づくり (北海道・苫小牧市社協)	 (No.322)
特集 「成年後見制度利用促進における社協の取り組みと地域における権利擁護体制の構築に向けた基本的な方策」の展開 ■ “社協らしさ”を活かした成年後見制度利用促進 (山梨県・甲府市社協) ■ 中核機関として取り組みをスタート (大阪府・大阪市社協)	 (No.317)